

『欽定辛酉工賑紀事』と嘉慶帝の天譴論

堀 地 明

【要 旨】

1801（嘉慶6）年6月、清朝の首都北京城とその周辺地域は連雨に見舞われ、北京城の西側を流れる永定河の堤防が決壊し、水害が発生した。水害から逃れようとして、多くの農民が北京城に向かい、城門周辺と城内の寺廟に避難した。清朝は1801年6月より1802年8月まで、被災民に食糧を無償で配給し、決壊した堤防の公共工事に被災民を雇用する等の水害対策を実行した。嘉慶帝は『欽定辛酉工賑紀事』の編纂を命じ、水害と救済・治水工事について記録を集大成させた。小稿では、最初に『欽定辛酉工賑紀事』の版本が4種類あることを明らかにする。『欽定辛酉工賑紀事』は、水害対策を指揮した嘉慶帝が水害と自らの政治的責任を論じた言説を収録している。嘉慶帝の言説は皇帝自身が水害と執政を論じた貴重なものであり、伝統中国の天譴論の実例である。小稿では、1801年の水害時における嘉慶帝の天譴と執政への言説を考察し、伝統中国における為政者の災害認識を考察する。

【目 次】

はじめに

1. 『欽定辛酉工賑紀事』について
2. 天命論と天譴論
3. 嘉慶帝の水害認識と天譴論

はじめに

1801(嘉慶6)年6月、清朝の首都北京城とその周辺地域は連雨に見舞われた。紫禁城は降り続く雨のために膝下までに水が溜まり、城内の民居は雨に打たれて煉瓦が瓦解した。北京城の西側を流れる永定河の堤防が決壊し、西部の耕地は水浸しとなった。この甚大な水害から逃れようとして、多くの農民が大都市北京城に向かい、城門周辺と城内の寺廟に避難した。清朝は首都北京城に集まった被災民が暴動を起し、首都の秩序を紊乱することを懸念し、1801年6月より1802年4月までの長期に被災民に食糧を無償で配給し、決壊した堤防の公共工事に被災民を雇用する等の水害対策を実行した。そして、『欽定辛酉工賑紀事』という書物に水害と救済・公共工事の一連の経緯を子細に記録した。『欽定辛酉工賑紀事』という書物が編纂されるほど、1801年の水害は甚大なものであった。これまで、1801年北京城の水害は注目され、一定の研究の蓄積が存在し、水害の経緯や救済・公共工事については多くの知見に接することができる¹⁾。

水害と救済・治水工事の記録である『欽定辛酉工賑紀事』は、水害対策を指揮した嘉慶帝(1796-1820位)が水害と自らの政治的責任を論じた言説を取録しているが、これについては従来の研究では考察されていない。嘉慶帝の言説は皇帝自身が水害と執政を論じた貴重なものであり、伝統中国の天譴論の実例である。小稿では、1801年の水害時における嘉慶帝の天譴と執政に関する言説を考察し、伝統中国における為政者の災害認識の一端を考察することを目標とする。最初に『欽定辛酉工賑紀事』の版本について論じ、次に伝統中国の天譴論について述べ、1801年北京水害時における皇帝の水害認識を考察する。

1. 『欽定辛酉工賑紀事』について

欽定とは、皇帝が作成を命じたとの意であり、『欽定辛酉工賑紀事』は「皇帝が編纂を命じた嘉慶辛酉年の工事と賑濟の記録」の意であり、辛酉年は嘉慶6年、西暦1801年である。漢籍の分類では、『欽定辛酉工賑紀事』は史部一政書一邦計一荒政、あるいは史部一紀事本末に分類され、災害対策を記録した救荒書、或いは荒政書の一つである。清朝は紫禁城内の南西に書籍作成のための印冊廠である武英殿を設けた。武英殿で版刻された書物は殿版と称され、清代では最良のものである。『欽定辛酉工賑紀事』は欽定であるため、嘉慶7(1802)年に武英殿で版木が作成され印刷された刻本である。

『欽定辛酉工賑紀事』以外に、欽定で武英殿刻本の救荒書・荒政書として、倪国璉編『欽定康濟録』4巻附録1巻、乾隆5(1740)年刻本がある²⁾。『欽定康濟録』は、浙江省钱塘県の監生陸曾禹が歴代の飢饉救済の記録に自らの見解を付した救荒指南書「救飢譜」が原書である。同郷の吏部尚書倪国璉が「救飢譜」を乾隆帝に進呈し、乾隆帝が『康濟録』と命名し、武英殿での刊刻を命じた³⁾。内容が災害・飢饉救済の指南書であったためか、『欽定康濟録』は『四

1) 堀地明「嘉慶6(1801)年北京の水害と嘉慶帝の救荒政策」(村上衛編『近現代中国における社会経済制度の再編』京都大学人文科学研究所、2016年)。

2) 翁連溪『清代内府刻書函録』(北京出版社、2004年)29頁、清代内府刻書総目録。

3) 中国近代資料叢刊第3編第54輯(文海出版社)、『欽定康濟録』巻1奏文、吏科給事中倪国璉奏、

庫全書』に収録され、乾隆58（1793）と同治3（1864）年に重刊本が出されている。また、近世日本でも、寛政7（1795）年の大坂河内屋喜兵衛と文政9（1826）年の和歌山帯屋伊兵衛による和刻本が出版されている。

『欽定辛酉工賑紀事』は『欽定康濟録』と異なり、1801年の北京城と直隸（現北京市・天津市と河北省）の洪水に対する永定河の治水工事（工程）と被災者救済（賑濟）の記録であり、災害飢饉救済の一般的な対策を記した指南書ではない。この点が『欽定辛酉工賑紀事』の最大の特徴である。

『欽定辛酉工賑紀事』の巻数は38巻首2巻（上下）、体裁は編年体である。冒頭に序が置かれ、巻首上は嘉慶6年8月21日上諭と御制詩、巻首下は御制詩、巻1から巻38までは嘉慶帝の上諭と臣下の上奏文を取める。その期間は、巻1の嘉慶6年6月初2日より始まり、巻38の嘉慶7年8月13日で終わり、後跋が付されている。これは1801年の洪水の発生から永定河治水工事と被災民の救済の完了までの1年2か月の記録である。

『欽定辛酉工賑紀事』の武英殿刻本（以下殿版と記す）は、2函20冊、半葉7行、行20字、白口、四周双連、双魚尾、版框高22.9cm、寛16.7cmである。殿版を架蔵しているのは、上海図書館と台北の国立故宮博物院（図1）である。殿版の他に国立故宮博物院は嘉慶間内府朱糸欄写本があり、寸寸は高23cm、寛16.2cm、40冊である。内府とは、宮廷事務を司る紫禁城内の官庁である内務府を指す。『中国古籍善本書目』史部によると、嘉慶内府抄本（写本）は北京大学図書館・北京師範学院図書館・故宮博物院図書館・華東師範大学図書館・天津師範大学図書館・河北大学図書館・山西省芮城县図書館・遼寧省図書館・遼寧大学図書館の合計9か所に架蔵されている⁴⁾。しかし、抄本がこのような多く作成されたと思定することは難しい。

殿版以外の刻本として、日本の東洋文庫・中国科学院（北京）・アメリカのコロンビア大学の所蔵本（図2）と北京の中国国家図書館（古籍館）が所蔵する2つの異なった版本が存在する。東洋文庫蔵は嘉慶7年刻本、2函20冊、高31.5cm、寛20cmであり、殿版よりもやや大きい。半葉7行、行20字、白口、四周双連、双魚尾であるのは同じであ



図1 国立故宮博物院架蔵、武英殿刻本

乾隆4年10月20日奉上諭。

4) 翁連溪『清代内府刻書図録』29頁。中華人民共和国における『欽定辛酉工賑紀事』の架蔵については、『中国古籍善本書目』史部（上海古籍出版社、1993年）1328頁による。

る。東洋文庫本の封面は藍色である。これは殿版を元に作成されたと考えられ、字体も非常に似ている。筆者が用いたのは東洋文庫蔵の刊本である。中国国家図書館本は普通古籍に分類され、嘉慶7年刻本、冊数は12冊と少なく、高31cm、寛19.5cmである。封面は褐色、第10冊には卷31と卷32の後に、卷36から卷39が収められており、冊巻の順序は乱れている。中国国家図書館本は東洋文庫等本と比べると遜色があり、東洋文庫等本の序が本文よりも大きな楷書体であるのに対して、国家図書館本の序は本文と同じ大きさの楷書体で刻されている点も相違である。

『欽定辛酉工賑紀事』は殿版・内府抄本写本・東洋文庫系統刻本・中国国家図書館系統刻本の4種類の版本が存在している。内府抄本は内務府の業務のために備用されていたと考えられるが、殿版以外の2種類の刻本が存在するのは、『欽定辛酉工賑紀事』が官庁や民間で一定程度の需要があったためと考えられる。李文海・夏明芳・朱泚編『中国荒政書集成』(天津古籍出版社、2010年)第4冊に嘉慶7年刻本を簡体字横組みにて収録し、利用の利便性は向上している。

『欽定辛酉工賑紀事』は皇帝の命を受けて編纂された記録集であり、収録されている文書は、嘉慶帝が水害を詠んだ御制詩・皇帝の命令である上諭・京官と地方官の奏摺(上奏文)の3つである。御制詩は原本を確認するのが困難であるが、奏摺と上諭は紫禁城内で檔案(行政文書)として保管され、原本を見ることができる。奏摺は宮中硃批奏摺と軍機処録副奏摺、上諭は軍機処上諭檔である。上諭檔は中国第一歴史檔案館編『嘉慶道光兩朝上諭檔』(広西師範大学出版社、2000年)第6冊(嘉慶6年)と第7冊(嘉慶7年)で影印を確認することができる。『欽定辛酉工賑紀事』収録文書数と今日に伝わる檔案の数量を比較すると、前者の方が多い。『欽定辛酉工賑紀事』は網羅的に関連する文書を収録しており、檔案には残っていない史料も多く、史実を追跡するには、最初に『欽定辛酉工賑紀事』を判読すること最良である。

しかし、『欽定辛酉工賑紀事』には、檔案で現存する記録を意図的に排除し収録していないものがある。それは、第一に軍機処録副奏摺の添付文書の清單である。軍機処録副奏摺には、上奏文本文以外に、数値を一覧にした「計開」や建議を個条書きにした「条規」「章程」等が清單として添付されているものがある。嘉慶6年と7年の軍機処録副奏摺には、救済を受けた被災民の人数を逐一報告した清單があり、水害と救済の研究には第一級の史料である。しかし、『欽定辛酉工賑紀事』には、清單は全て削除され収録されていない。清單を整理すると、救済を受けた被災民の人数と出身地を追跡することが可能である⁵⁾。皇帝の事績を記した欽定書に

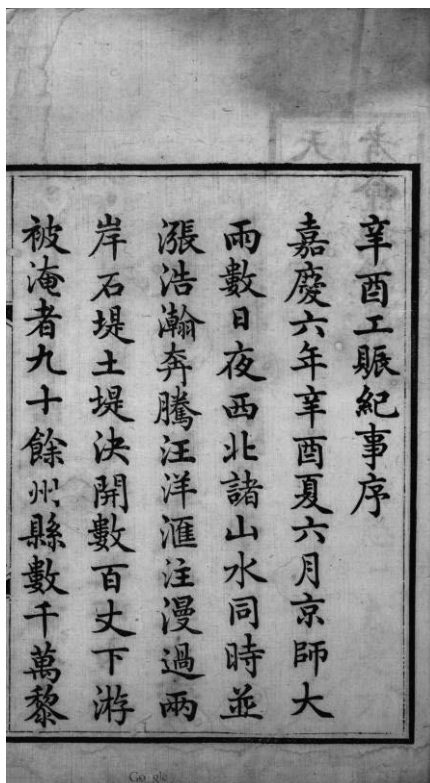


図2 コロンビア大学蔵、嘉慶7年刻本

5) 前掲、堀地明「嘉慶6(1801)年北京の水害と嘉慶帝の救荒政策」288～290頁。

は、案件の子細までを逐一記録する必要はないとの編纂意図を理解することができよう。

第二に救済実施中に死者が出た事故についての上諭3件は、『欽定辛酉工賑紀事』には収録されていない。その事故とは、1801年11月に北京内城東側の朝陽門における救済米販売時に、多数の被災民が朝陽門外に殺到していたにもかかわらず、兵丁が城門の閉鎖を急いだため、10余名が圧死した事件である⁶⁾。上諭檔より、事件の経緯と事後対策・関係者の処罰に関する原本を見ることができるが、『欽定辛酉工賑紀事』には1件の記録も収録されていない。欽定辛酉工賑紀事』を利用し、1801年北京と直隸の水害を研究しようとする際には、これらの諸点を念頭に置き、可能な限り檔案を併用することが必要である。

2. 天命論と天譴論

中国の皇帝は人と人の関係において権力の正統性が認められるのではなく、天との関係において権力の正統性が担保された。天とは、中国の政治思想における最高存在であり、宇宙の創造主であるが、人格を有せず、姿形もない。天は地上で最も優れた有徳者に人民の統治を委任する天命を下す。天命を奉じた有徳者は「天の子」、すなわち天子に擬制され、天の代理人として人民の統治を委任される。これが皇帝である。伝統中国においては、天は権力と権威の源泉であった。

天子となった皇帝の一族はその地位を世襲することができ、一族が皇帝の位を継承する。例えば、漢王朝は劉邦によって建国され、劉氏一族から代々の皇帝を輩出した。世襲が認められているものの、皇帝は不断の修養が求められ、進んで儒学を学び修徳に努めなければならなかった。また、天を祭祀し天に対する儀礼を行う義務があり、この祭礼施設が天壇である。天は皇帝が修徳を怠り、人民を省みていないと判断すると、別姓の有徳者に人民の統治を委任した。皇帝の姓が変更になることは王朝の交替、すなわち易姓革命である。

王朝の末期には新王朝交替を予告する災異が現れ、王朝の隆盛期には天の意志を表した瑞祥が現れた。災異と瑞祥は天意を現すものと視覚され、史書に記録された。為政者にとって異変や瑞祥は天意の伝達であり、それを尊重した政治運営が求められた。天の意志が瑞祥や災異によって表現され、地上の天子が天意を感じて政治を司る相互連関性は、天人感應論、あるいは天人相関論と称する。

天人相関論に依拠すると、王朝隆盛期の瑞祥は天が政権を肯定していることであるが、災異は天が王朝の政治運営を失政と捉え、それを是正せよとの怒りを表明していることになる。このような天の皇帝の失政に対する警告・譴責が天譴である。歴代の王朝は日蝕・彗星等の天体の運行、および干害・水害・地震・蝗害などの自然災害の出現を、皇帝とその側近の独善的で人民を省みない行為に対する警告であり、牽制であると認識していた。天譴論は王朝の政治に対する不吉な予兆として、しばしば宮廷内の政治争いに利用された。

天譴論が体系化されたのは漢代であり、天命を尊重し天意を読み取ろうとする欲求は陰陽五行思想にもとづき、漢代の儒者が『春秋』中の災異に関する記事に解釈を加え、『漢書』五行

6) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第6冊1287（文献序数）、嘉慶6年11月11日奉旨、1296、嘉慶6年11月14日奉旨、296、嘉慶6年11月14日奉旨。

志に集成された。その手法は、河川の凍結や洪水などの異常な自然現象と政争や戦争などの特定の間人世界との間に因果関係を設定する。前者の発生ゆえに後者が生起し、その是正を求めるということになり、何某かの事があるので、何某かの対応が求められるとの因果関係、事応説とも言うべき理論が構築された。事応説は前漢文帝(前180-157位)期の学者伏生の『洪範伝』で体系化され、政治的影響力を持つようになるのは前漢(前206-後8)末である。天変地異が発生するのは、政治に問題があるゆえであり、皇帝に直接責任を問うのが困難な専制君主制体制の下では、変異を理由として、宰相や権臣が批判の的とされ弾劾され、時には罷免された。このような政治的枠組みは1911年の辛亥革命で王朝政治が消滅するまで維持された。

しかし、10世紀宋代における理学の形成は事応論に新しい理解を生じさせた。それは気象現象や天体の運行・災害時の救済実務への工夫がはかられ、全ての災異現象が政治的な問題と因果関係があると考えられなくなった。宋代に朱熹が大成した新たな儒教は世界を理と気の二元論でとらえ、至高の理に到達するには、理を妨げる気を心の修養によって制御しようとした。天譴論は宮中の政論では引き続き維持され、それを一気に廃棄するのではなく、天に対する見方の変更に行き着いた。すなわち、天を理と同一視し、心の修養によって理、すなわち天を体得し、天人合一に到ろうとした。宋代以降は、皇帝の修養と倫理性が一層重視される政治論が正統な教学となった。思想的には、天人合一説は超人間的で外在的な天に災異現象の善悪判断を委ねるのではなく、人間の心の修養を重んじることで、人間の自立性と主体性を重んじるものであった⁷⁾。

3. 嘉慶帝の災害認識と天譴論

漢族でない満洲族の王朝である清朝(1644-1911)においても、歴代王朝と同様に天譴論は通用していたが、単純に災害の原因を皇帝の失政に求めるものではなかった。第4代皇帝の康熙帝(1662-1722位)は地震と天候不良を天譴とし、反省の意思を示す修省詔を下した。その内容は自らの罪を認めつつも、その罪とは臣下に対する不十分な統制であり、天への贖罪として綱紀肅正の諸策を列挙する、あるいは善政を施すものであり、天災を政治刷新に利用した。その背景には、権臣の専横・国内での反清勢力との戦い(鄭氏台湾・三藩の乱)・ジュンガル(モンゴル族)との抗争などの喫緊の政治課題があった⁸⁾。皇帝が災害を天譴とし、それに応じる際には、単純に自らの失政を天に贖うというのではなく、時々の政治的課題の解決も志向していたのである。

1801年の北京水害発生時の皇帝は嘉慶帝である。嘉慶帝は清朝第7代の皇帝、父君の乾隆帝(在位1735-1795)の存命中に譲位を受け、1796年に35歳で即位した。即位後も、実権は依然として父君の太上皇が握り、1799年に太上皇が死去した後ようやく親政を開始した。嘉慶帝即位と同時に内陸部奥地で仏教系の白蓮教徒が反乱を起こした。嘉慶帝にとって反乱鎮圧は最

7) 以上は小島毅「宋代天譴論の政治理念」(『東京大学東洋文化研究所紀要』107、1988年)によって記述した。また、申田久治編『天変地異はどう語られてきたか 中国・日本・朝鮮・東南アジア』(東方書店、2020年)所収、申田久治「失政が天変地異を招く一儒教」も参考にした。

8) 申田久治編『天変地異はどう語られてきたか 中国・日本・朝鮮・東南アジア』所収、辻高広「天変地異は天子の責任か?—康熙帝の地震観とヨーロッパの科学知識」224-237頁。

重要な政治課題であり、完全に鎮圧されたのは即位して7年後の1802年であった。1801年の北京水害発生と救済は白蓮教反乱鎮圧が最終盤を迎えていたのと同じ時期であった。

嘉慶帝は、1801年6月に北京で発生した水害の原因が連雨という自然現象にあることは明確に承知していた。水害の発生から水害救済の終了までの1年2か月の間に嘉慶帝は水害と救済を題材とした御制詩21首を読んでいるが、その内8首の詩で自らの政治責任を天との関係で考えていた⁹⁾。

水害が起こったのは、誠に予の不徳の致すところである。予は天命を承り全国各地を統治し、玉璽を授かって以降、刻苦勉強に努めてきたが、自らの至らなさを恐れるのみである。誰がこのような水害を被ると思おうか。未曾有の大災害を見るに、何と痛ましいことであろうか¹⁰⁾。

嘉慶帝は水害発生を自らの不徳が原因と自省的に捉えている。それは、天命を拝受し玉璽を継承したにもかかわらず、皇帝として十分に職責を果たせていないことへの反省である。災害は天命を受けて帝位に就いたにもかかわらず、天子としての力量不足に起因するものであった。より厳しく嘉慶帝は、「上天が災害を降し警告を発した」¹¹⁾と述べ、災害は天の警告、すなわち天譴であると捉えていた。

天は皇帝のどのような政治姿勢に警告を発したのかという点については、自ら朱筆で手書した上諭（手書朱諭）の中で次のように述べている。

白蓮教反乱の討伐が進展し、自分はこれに慢心し、天和を損なった。水害の被害を聞く者は心を痛み、見るの者は見るに忍びない。小民には何の罪もなく、全て予の罪である¹²⁾。

天命を受けて皇帝に即位したにもかかわらず、自らの政治的驕りが天の穏やかさを損ない、そのために水害が発生した。皇帝としての政治的慢心が天意に背き、これが連雨による水害を招来したのであり、被災した民には罪はなく、全ては皇帝の罪であった。嘉慶帝は天との二者関係において、自らの政治的慢心が天意に反すると自覚し、統治者としての己罪を認識していた。ここで注意すべきは皇帝が天に対して己の罪を認める際には、統治上の具体的な問題が設定されていることである。その問題とは、白蓮教反乱討伐の進展である。しかし、嘉慶帝はそれを謙虚に思慮できなかつたゆえに、天意を損ない、水害を発生させた己の不足を罪と認識した。

災害の発生を天からの警告、すなわち天譴と受け止めるならば、皇帝は何らかの策を講じ、警告に応じなければならない。水害発生から一週間後の6月8日、嘉慶帝は廷臣に被災状況調査と救済を命じたが、被災した人々を救うことは重い罪を償うことであると考えていた。また、

9) 『欽定辛酉工賑紀事』上下（刊本巻一葉数）、御制詩、2301頁（『中国荒政書集成』第4冊頁数）。以下では『欽定辛酉工賑紀事』の出典註記は刊本の巻数一葉数、『中国荒政書集成』第4冊所載頁数の順とする。

10) 『欽定辛酉工賑紀事』序、2301頁。

職此之由、実予不徳之所致。予承天考命、撫綏万方、授璽以来、兢兢業業、唯恐一夫之不獲。孰意罹此滂災、道此未見之奇变、嗚呼痛哉。

11) 『欽定辛酉工賑紀事』巻3-1、2322頁、嘉慶6年6月11日上諭内閣。

12) 『欽定辛酉工賑紀事』巻1-12、2315頁、嘉慶6年6月8日手書朱諭内閣。

白蓮教討伐の進展を述べた後に次のように記す。

即此一念、稍涉自満、致干天和、……（水害の発生と被害は省略）、聞者痛心、見者惨目。小民何辜、皆予之罪。

嘉慶帝は秋季恒例の木蘭狩場に巡幸し、卷狩を行う木蘭行圉の中止を決めた。その目的は人民の負担を軽減し、かつ己の過ちを省みるためであった¹³⁾。嘉慶帝は被災者を救済することで贖罪し、行幸と卷狩による民衆への負担軽減と避けることで、水害の発生という己の過ちと向き合おうとした。

民衆を水害の苦難から救済することで己の罪と向かい合おうとする嘉慶帝にとって、民衆とはどのような存在であったのであろうか。廷臣は嘉慶帝に被災民でない住民が災民になりすまして救済物資を不正に受領していると報告した。嘉慶帝は乞食も含め、救済物資を求める人々は、「全て同じ窮民で、皆朕の赤子であり、一視同仁で扱い、区別せず救済物資を給付せよ」と命じている。嘉慶帝は一君万民的な立場から、民衆を我が子とし、救済の恩恵を全ての人々に平等に行き渡らせようとしていた¹⁴⁾。また、別の廷臣が民間からの救済活動への資金寄付を禁止すべきと上奏した際にも、民間の寄付があれば、飢民はより多くの食事を得ることができると、その意見を退け、災害救済の目的を下記のように述べる。

要するに一人でも多く民を救うことは、朕の罪を一分減じることである。救済を担当する者は朕のこの上なく民を慈しんでいる至意を慮り、確実に処置し、一夫たりとも失わせてはならない。そうしてこそ、流民を救い災害を救済することになる¹⁵⁾。

民衆を災害の苦難から一人も遺漏することなく救済することは、皇帝の己罪を贖うことであり、水害の救済は民衆に対する己罪を償う贖罪の行為であった。嘉慶帝の民衆に対する贖罪行為は、君主と民衆という関係に収斂するだけではなく、終局的には天と皇帝との関係に帰するものである。

嘉慶帝は『欽定辛酉工賑紀事』の序において、水害救済と天意について下記の如く記している。

もしも水害や旱害などの災害に見舞われたならば、必ず力を尽くして救済を行う。そうすれば、天意を取り戻し、凶作を転じて豊作にできよう。決していささかも偽り飾り立ててはならない。『工賑紀事』には予の過ちを記し、予の苦心を了解できるようにせよ。これを序文とする¹⁶⁾。

嘉慶帝の災害救済の目的は、自らの政治的驕りに警告を發した天意を挽回しようとするにであった。それゆに、『欽定辛酉工賑紀事』で水害と救済を記録し、嘉慶帝の過ちを虚飾なく記そうとしたのである。嘉慶帝の水害救済は天譴を鎮め、天意を再び得ようとするものであった。それらを記録し後世に伝えようとしたゆえに、『欽定辛酉工賑紀事』が編纂されたのである。

その一方、救済活動中に官吏の不手際により死者が出たことは記録されていない。これは皇

13) 『欽定辛酉工賑紀事』巻1-12、2315頁、嘉慶6年6月8日手書朱諭内閣。

已分命各衙門卿員実力稽查、尽心撫恤、救我余黎、稍贖予之重咎。因思今秋木蘭行圉、大營所用車輛及除道成梁等事、皆需民力。此次大水所淹、豈止数十州県、秋禾已無望矣。若重費民力、予心不忍。……朕意今秋停止巡幸、庶息民力而省己過。

14) 『欽定辛酉工賑紀事』巻7-1、2342頁、嘉慶6年6月23日上諭内閣。

同一窮民、皆朕赤子、一視同仁、豈有加之區別、不行散給乎。

15) 『欽定辛酉工賑紀事』巻7-1、2342頁、嘉慶6年6月23日上諭内閣。

總之、多救一民、減朕一分之罪。惟辦賑各員等仰体朕子惠元元如傷在抱至意、実為妥辦、毋使一夫失所、方足以拯流寓而挽災祲。

16) 『欽定辛酉工賑紀事』序、2301頁。

設遇水旱偏災、皆応実力拯救、庶幾挽回天意、転歉為豊。尤不可稍存諱飾、書誌在予過、亦可諒予之苦心矣。是為序。

帝の功績を記録した欽定書に、救済中に死者を出した事故を記録することは不適當であるとの意図が存在しているためと考えられる。天と皇帝との関係において、嘉慶帝は心中を吐露し己罪を認めた。それは臣下の皇帝への求心力を高めるのに有効であったであろう。しかし、自らが指揮した救済事業において死者を出した記録を書物から排除し、後世に自らの事績を貶めることを回避したといわざるを得ない。これもまた欽定編纂書ゆえであろう。